



# 住民参加による — 自治会について

## …… Q&A ……

### Q1 自治会の運営はどうするの？

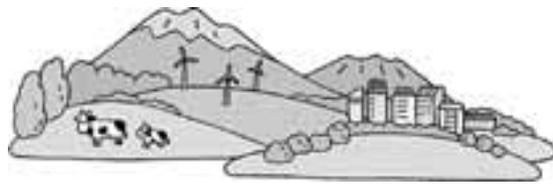
自治会の運営は、地域住民の親睦、相互扶助、共通課題の協同解決を目指し、話し合いにより、概ね次のとおり進める必要があります。

- ①わかりやすい規約づくり
- ②合議制により会議の進行を図る
- ③住民の意見交換ができる組織づくり
- ④役割分担による組織づくり
- ⑤多くの住民が参加できる事業計画や明朗な予算、決算の報告など



### Q2 自治会と行政との関係は？

自治会は、地域の生活環境を保全し、住み良い地域社会づくりのために日常的に役割を果たしています。こうした地域の努力の積み重ねが、行政の施策とあいまって難題解決に結びつくこととなります。このことから、まちづくりを考えるうえで、自治会と行政との協力関係は必要不可欠なものといえます。



### Q3 自治会の活動は？

- ①福祉活動：敬老祝・葬祭などの慶弔活動、赤い羽根などの募金活動
- ②防犯・防災活動：夜間パトロール・防犯講習会・自主防災組織活動・防犯灯の設置および維持管理
- ③研修活動：役員・会員を対象とした日帰りバス研修会などの開催
- ④親睦活動：盆踊り・運動会・文化祭・餅つき大会など
- ⑤環境美化活動：地域の清掃・公園の掃除・生活排水対策への取り組み・資源回収活動など
- ⑥広報活動：自治会ニュースなどの回覧・掲示
- ⑦行政への陳情・要望
- ⑧町の広報等の配布など：広報・議会だより・その他配布物など

以上は、先進地の事例ですので、まだ他にもあるかもしれません。また、これら全てを実施しなければならないというものではありません。できるものから徐々に取り組むことが大切です。

# 協働のまちづくり

## PART 4



問合せ先 役場町政対策室  
☎54-3111(内線180)

### Q4 自治会長の任期はどれくらい必要ですか？

自治会長として、1年間経験することで、課題もわかってきます。また、新たな活動への工夫やアイデアが浮かんだりもします。2年交替が望ましいですが、1年交替のシステムとなっているときも、前後の年は副会長として会長をサポートするなど、系統的に補完できるよう工夫する必要があります。



### Q5 自治会の設立は、現在の行政区にこだわる必要はないのでしょうか？

町では、自治会制度へ円滑に移行するためには、現在の行政区をそれぞれ単位自治会とする方向がよいと考えています。ただ、将来において、現在の行政区をそのまま単位自治会とすることに不都合が生じる恐れなどがある場合には、自治会移行前に、関係行政区同士で協議を行い、調整がつけば分割または統合することは可能であると考えます。



### Q6 自治会設立の手続きは？

自治会をつくるには、次の①から④までの手続きが一般的です。

- ①設立準備会をつくる。
- ②設立趣意書を作成し、区域内の住民に配る。
- ③規約案の作成や役員候補について相談する。
- ④自治会設立総会を開催し、まず会長を選出してから、規約案、事業計画、収支予算などを審議し決定する。

これらの一連の手続きは、区長・区長代理・地元の議員および地域の有識者等が中心になりまた各行政区に配置される役場の地区担当職員も加わり、協議を行いながら手続きを進めることが重要です。



### Q7 自治会制度は、住民の費用負担が増えることはないのですか？

一概には言えませんが、住民の費用負担に関しては、現在の区長制度では、町から区長・区長代理・隣組長個人に対し、非常勤の特別職として報酬が支払われています。しかし、自治会制度においては、この区長等の報酬総額程度を事務委託費として自治会に支払う予定です。自治会はこの委託費を役員報酬や事業活動に自由に使うことができますので、従来の区費の負担増はないと考えております。ただし、新たに自治会で事業を実施する場合、活動内容によっては費用負担が増えるかもしれません。

